

1 公述及び傍聴の対象となる都市計画の変更の案の概要

(1) 東部大阪都市計画流通業務団地の変更

東大阪流通業務団地において、団地内の土地利用を適正化し、流通業務施設の建て替えを促進して高度化や機能更新を図るため、公益的施設用地の一部をトラックターミナル等貨物積卸しのための施設用地に変更を行う。

対象市名	名称	変更内容
東大阪市	東大阪流通業務団地	公益的施設の一部をトラックターミナル等貨物積卸しのための施設に変更

※変更箇所は、別添「計画図」を参照

2 公述及び傍聴の対象となる都市計画の変更の案の掲示場所及び掲示期間

(1) 掲示場所

市役所	府庁
東大阪市都市整備部都市計画室	都市整備部都市計画室計画推進課

(2) 掲示期間

平成31年2月4日（月）から同月18日（月）まで